

代理訪問サービス(ドローン空撮) 利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社三沢警備保障ドローン事業部(以下「当社」)が提供する、ドローン空撮、地上撮影、代理訪問・記録等のサービス(以下「本サービス」)の利用条件を定めるものとします。

第2条(サービス内容)

1. 本サービスは、依頼者の指定する場所について、当社または当社が委託するパートナー(以下「当社スタッフ」)が、ドローンおよび撮影機材を用いて映像・写真の撮影を行い、記録として提供するものです。
2. 本サービスは「訪問代行・記録」を目的とするものであり、観光案内、不動産評価、法的・技術的判断を行うものではありません。

第3条(申込および事前確認)

1. 依頼者は、撮影場所、目的、希望内容について、当社が指定する方法で正確に申告するものとします。
2. 撮影対象地が私有地、管理地、宗教施設、墓地等の場合、管理者または権利者の許可取得は原則として依頼者の責任とします。
3. 前項の許可が得られない場合、当社は撮影を実施しない、または内容を変更することができます。

第4条(法令・飛行制限)

1. 本サービスは、航空法、小型無人機等飛行禁止法、各種条例、管理者規則等の関係法令を遵守して実施されます。

2. 法令、天候、周囲環境、第三者の安全確保等の理由により、ドローン飛行が不可能または不適切と当社が判断した場合、当社は飛行を中止または地上撮影等の代替手段に切り替えることができます。

第5条(撮影不可・延期)

以下の場合、撮影の延期・中止・内容変更が生じることがあります。

1. 雨天、強風等の悪天候
2. 現地状況による安全確保困難
3. 関係機関・管理者からの指導・要請
4. 法令・許可条件上の制約

これらの場合、当社は可能な範囲で代替案を提示します。

第6条(免責事項)

1. 当社は、以下の事項について責任を負いません。
 - ・撮影対象物の現況変化(老朽化、倒壊、荒廃等)
 - ・撮影結果が利用者の主観的期待と一致しない場合
 - ・第三者の映り込み、音声混入等による偶発的要素
2. 天候・法令・管理者判断等、当社の責に帰さない事由による撮影中止・変更について、損害賠償責任を負いません。

第7条(第三者の映り込み・プライバシー)

1. 撮影時には第三者の映り込みを最小限に努めますが、完全な排除を保証するものではありません。

2. 映り込みに関するトラブルについて、当社は故意または重過失がない限り責任を負いません。

第 8 条(成果物の利用)

1. 納品される映像・写真の著作権は、原則として当社に帰属します。
2. 依頼者は、個人利用の範囲で自由に視聴・保存できます。
3. 商用利用、二次配布、公開(SNS・YouTube 等)については、事前に当社の承諾を得るものとします。

第 9 条(料金・返金)

1. 本サービスの料金は、当社が事前に見積書にて提示した料金とします。
但し、撮影内容に変更等が生じた場合は、別途協議のうえ決定するものとします。
2. 撮影実施後の返金は原則として行いません。
3. 当社都合による中止の場合は、協議の上、返金または代替対応とします。

第 10 条(損害賠償の制限)

当社の責に帰すべき事由により損害が発生した場合、当社の賠償責任は、当該サービスの利用料金を上限とします。

第 11 条(規約の変更)

当社は、本規約を必要に応じて変更できるものとします。

第 12 条(準拠法・管轄)

本規約は日本法に準拠し、本サービスに関する紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄とします。

付則

本規約は、2026年1月1日より施行する。